

# 取調べの可視化 実現ニュース



(通算第2号)2007.5.1

## 今の特集

- 鹿児島選挙違反事件全員無罪判決について
- 北方事件が示す取調べの可視化の重要性
- 『被疑者ノート』の利用に関するアンケート」の結果について

編集責任：日本弁護士連合会 取調べの可視化実現本部

# 鹿児島選挙違反事件全員無罪判決について

取調べの可視化実現本部 事務局次長 野平 康博

2007年2月23日、鹿児島地方裁判所は、2003年4月施行の鹿児島県議選に関して公職選挙法違反に問われた12名全員に対し、無罪判決を言い渡した。その後、検察庁は控訴せず、同年3月10日、同判決は確定した。

本件では、親族の手紙などを接見室で被告人に見せたことが接見禁止に違反するとして検察官が国選弁護人2名を解任請求し、関与してはならない担当外裁判官が国選弁護人から事情聴取をした上で解任したり、捜査機関が弁護人と被疑者・被告人との秘密交通権を組織的・継続的に侵害し、75通にも及ぶ供述調書を作成するなどの事実も判明していた。

さらに本件に関連した事件では、取調室において取調官が被疑者に親族などの名前を書いた紙を踏ませる等という、いわゆる踏み字事件が発生していた。この踏み字事件は、後に国賠訴訟が提起され、2007年1月18日、鹿児島地方裁判所は、特に踏み字について、公権力を笠に着た常軌を逸した取調べ方法であるとして、被告鹿児島県に金60万円の支払いを命じる判決を言い渡した(その後確定)。

さて、本件は、内容的に一致した被告人6名の自白を証拠とするものであった。それらの自白によれば、計4回の買収会合が開かれ、その席で買収金の受付がなされたことになっていたが、判決では、①候補者が1回目と4回目の買収会合に参加することは不可能で、

アリバイが成立すること、②自白は否認と自白が交錯し、いずれも根幹部分に大きな揺らぎがあること、③いずれの自白も裏付ける物証が存在しないこと、④自白によれば、県議選において僅か6世帯20名程度の有権者しかいない集落で4回にわたり会合が開かれ、191万円もの多額の金銭が配られたことになっているが、こうしたことは不自然・不合理であることなどを理由として、自白の信用性が全くないとして無罪とするものであった。

また、判決は身体拘束を受けた者の自白は、強圧的・誘導的な取調べを窺わせると判断した。実際、被告人らは、約3か月間にわたり代用監獄に留置され、ほぼ毎日約12時間の取調べを受けていた。さらに、公判期日後も接見禁止付きの勾留が続ぎ、否認した被告人10名は長期間にわたり保釈を許可されなかった(自白した3名についてはすぐに保釈されている)。

このように、捜査機関は身体拘束を自白強要の手段として駆使し、一方で裁判所は捜査段階では検察官の言いなりに、接見禁止を付けて保釈を認めなかった。そうした中で、判決は、被告人が刑責を負うかどうかよりも、身体拘束がいつまで続くかどうかの方がはるかに切実な問題で、そのことが公判廷でも嘘の自白を維持した要因であると指摘し、自白の信用性を全面的に否定し、人質司法の問題点を指摘しているのである。

さらに、判決は、取調べ状況について、大量の証拠を長期間にわたり取り調べたが、取調べ状況を明らかにする明確かつ客観的な証拠がなく、捜査官の言い分と被告人の言い分のどちらが真実か明らかにならなかったとして、このような審理状況を打破するために取調べ状況の可視化が必要であることとを捜査機関に強く示唆した。

この判決は、自白の信用性を全面的に排斥し、強圧的・誘導的な取調べがあったと認定しながら、自白の任意性を肯定した点で問題はあるものの、判決の早期確定の点ではやむを得なかったと評することも可能かもしれない。しかし、判決文中でこれほどまでに自白の信用性を全面的に否定し、事件の存在自体がなかったとしているのであるから、いったんは採用した自白調書を再度検討した結果、自白の任意性も信用性もなかったとする判断をした方がはるかに説得的であったし、そのような判断こそが密室での自白強要を防ぐことになるだろう。

ただ、本件で自白の任意性の審理に約3年間を要したにもかかわらず、そうした審理によっても取調べ状況の解明には困難を伴ったことが明らかにされたのであり、判決も示唆するとおり、取調べの全過程の可視化は最低限必要である。この事件の冤罪被害者は、取調べの可視化のために闘うことを誓っていらっしやるので、日弁連としても、こうした冤罪被害者の尊厳を生きかざさなければならぬ。

(鹿児島県弁護士会会員)

# 「経験交流会 自白強要と闘うか」 「被疑者ノート」の実践について

取調べの可視化実現本部 事務局次長 小林 功武

2007年3月31日、大阪弁護士会館ホールにて、日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会、大阪弁護士会の共催で「経験交流会 自白強要と闘うか」『被疑者ノート』の実践」が開催されました。「被疑者ノート」を活用して自白強要と闘った事例を、中西祐一氏が報告し、会員の皆様で経験を分かち合う、というのが当初の趣旨でしたが、2007年2月に12名全員に無罪判決が言い渡され、同年3月に確定した鹿児島選挙違反事件(志布志事件)の関係者をお招きすることになったため、一般の方にも経験交流会にご参加いただくことになりました。

まず、志布志事件で無罪となった谷田則雄氏、藤山忠氏、懐俊裕氏と弁護人であった永仮正弘会員(鹿児島県)、三窪洋三会員(同)、本木順也会員(同)、野平康博会員(同)にご登壇いただき、違法・不当な取調べを受けて身に覚えのないことを自白して

た谷田則雄氏、藤山忠氏、懐俊裕氏と弁護人であった永仮正弘会員(鹿児島県)、三窪洋三会員(同)、本木順也会員(同)、野平康博会員(同)にご登壇いただき、違法・不当な取調べを受けて身に覚えのないことを自白して

た谷田則雄氏、藤山忠氏、懐俊裕氏と弁護人であった永仮正弘会員(鹿児島県)、三窪洋三会員(同)、本木順也会員(同)、野平康博会員(同)にご登壇いただき、違法・不当な取調べを受けて身に覚えのないことを自白して

た谷田則雄氏、藤山忠氏、懐俊裕氏と弁護人であった永仮正弘会員(鹿児島県)、三窪洋三会員(同)、本木順也会員(同)、野平康博会員(同)にご登壇いただき、違法・不当な取調べを受けて身に覚えのないことを自白して

た谷田則雄氏、藤山忠氏、懐俊裕氏と弁護人であった永仮正弘会員(鹿児島県)、三窪洋三会員(同)、本木順也会員(同)、野平康博会員(同)にご登壇いただき、違法・不当な取調べを受けて身に覚えのないことを自白して

た谷田則雄氏、藤山忠氏、懐俊裕氏と弁護人であった永仮正弘会員(鹿児島県)、三窪洋三会員(同)、本木順也会員(同)、野平康博会員(同)にご登壇いただき、違法・不当な取調べを受けて身に覚えのないことを自白して

(鹿児島県弁護士会会員)



違法・不当な取調べ経験を報告する鹿児島選挙違反事件の元被告人と元弁護人

また経緯や無罪判決までの苦勞などをお話いただきました。このような被害者を二度と生まないためにも、取調べの可視化が必要不可欠であることを実感しました。さらに、基調報告の後で、自白強要と闘うために「被疑者ノート」を活用した事例を、中西祐一会員(金沢)、今井力会員(大阪)、戸谷茂樹会員(大阪)、坂根真也会員(東京)、崎原卓会員(大阪)にご報告いただきました。捜査段階で活用した事例もあれば、刑訴法322条1項後段の特信文書として採用され、自白の任意性が否定されるなど公判で活用した事例もありましたが、共通するのは、「被疑者ノート」を活用することで、被疑者と弁護人が手をとり合って違法・不当な取調べと闘うことができた、ということでした。今後とも自白強要と闘うために「被疑者ノート」を活用することが強く期待されます。

休憩を挟み、指宿信立命館大学法科大学院教授、船木誠一郎会員(福岡県)、坂根会員をパネリストに迎え、パネルディスカッションが行われました。指宿教授には、研究者としての視点から、捜査機関が唱える可視化反対論に鋭いメスを入れていただきました。また、船木会員にも、元検事のご経験をお話しいただき、捜査官の発想や「被疑者ノート」の活用などをお話いただきました。わずか3年間で二百数十件の刑事事件

を経験された坂根会員にも、「被疑者ノート」活用のノウハウなどをお話いただきました。また、パネルディスカッションの中で、美奈川成章会員(福岡県)から、控訴審でも無罪判決が維持された北方事件(確定)の弁護人のメッセージを伝えていただいたほか、経験交流会前日に現任建造物等放火事件で無罪判決が言い渡された事例を担当された陳愛会員(大阪)からも、会場発言をいただきました。いずれも、違法・不当な取調べで取られた自白の任意性が否定されており、改めて取調べ全過程の録画・録音が必要不可欠であることが確認されました。

その後、井上明彦会員(広島)より広島弁護士会刑事弁護センターが作成した「捜査機関の手持ち情報」を明らかに(可視化)するためのマニュアル」についてご報告いただいた上で、会場の皆様に「正義が取調べの可視化を求めている。自由が取調べの可視化を求めている。」という特別アピールにご賛同いただきました。そして最後に、当日に「鹿児島選挙違反事件(「志布志事件」)について」の会長声明」を発表した大阪弁護士会から、小寺一矢会長による閉会の挨拶がありました。

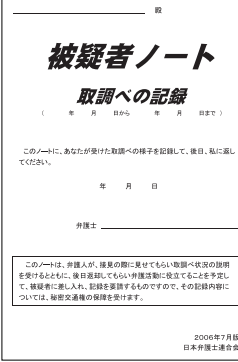
来場者数は最多で200名を予定していましたが、用意していた200部の資料がなくなり、立ち見が出るなど、鹿児島選挙違反事件に対する強い関心と取調べの可視化実現への熱い思いを実感することができた経験交流会でした。

来場者数は最多で200名を予定していましたが、用意していた200部の資料がなくなり、立ち見が出るなど、鹿児島選挙違反事件に対する強い関心と取調べの可視化実現への熱い思いを実感することができた経験交流会でした。

来場者数は最多で200名を予定していましたが、用意していた200部の資料がなくなり、立ち見が出るなど、鹿児島選挙違反事件に対する強い関心と取調べの可視化実現への熱い思いを実感することができた経験交流会でした。

来場者数は最多で200名を予定していましたが、用意していた200部の資料がなくなり、立ち見が出るなど、鹿児島選挙違反事件に対する強い関心と取調べの可視化実現への熱い思いを実感することができた経験交流会でした。

(大阪弁護士会会員)



**被疑者ノート**  
取調べの記録  
年月日 年 月 日  
このノートは、あなたが受けた取調べの様子を記録し、後日、私に送ってください。  
年月日  
弁護士  
このノートは、弁護人が、捜査の場に見せられない取調べ状況の説明を受けるために、後日裁判で不利な供述を撤回し、無罪判決を勝ち取るために、検察官や裁判官に提出するものです。その内容については、検察官の検閲を受けません。

# 北方事件が示す 取調べの可視化の重要性

福岡県弁護士会 大倉 英士

## 1 はじめに

北方事件は、1989年、佐賀県北方町(現武雄市)で行方不明になっていた女性3人の遺体が発見されて発覚した事件です。同年被告人は、別件勾留中に右3人の殺害を認める自白上申書を作成したものの、後に否認に転じ、公訴時効完成間際の2002年に逮捕され、公判請求されました。

この事件の第一審(佐賀地裁)では検察官より死刑が求刑されましたが、裁判所は自白上申書の証拠能力を否定し、無罪判決を下しました。そして、控訴審(福岡高裁)においても右結論が維持され、検察官の上告断念によって、2007年4月3日、無罪判決が確定しました。

本件の成果は第一審弁護団の血のにじむような努力の賜物です。私は、控訴審から弁護人となり、主任を補佐したに過ぎませんが、控訴審において自白の任意性に関する論点を担当した関係上、以下、僭越ながら可視化の重要性について述べさせていただきます。

## 2 審理時間短縮と正確な事実認定

本件では、自白上申書の任意性が争われ、取調べ状況について弁護側と検察側では全く異なる主張がなされたため、第一審において延々と証拠調べが行われました。にもかかわらず、第一審決定は、かかる膨大な証拠調べを経てもなお「結局のところ、本件取調べ状況を・・・逐一詳細に判定するのは非常に困難な状況にある。」と判示しました。

右決定は、結局のところ重要な

任意性判断のためにも、取調べの可視化は不可欠です。

## 4 そのメリットは全過程の可視化によってこそ実現される

本件では、検察側から、ある日の取調べ状況を録音したカセットテープが、任意性立証の証拠方法として提出されました。

このカセットテープについて、裁判所は、第一審・控訴審ともに、「自白後に録音されたに過ぎないカセットテープから本件取調べ全体の状況が検察官主張のようになると見ることはできない」として、そもそもの証拠価値を疑問視しています。

右判示は、任意性立証のためには、少なくとも自白獲得に至るまでの全過程が録音されていなければ意味がないという裁判所の認識を示しています。

## 5 無罪推定の貫徹

以上、本件を担当して感じた可視化の重要性について、簡略に述べてきました。しかし、忘れてならないのは、本件で取調べの可視化が行われていれば、そもそも、被告人が犯罪の嫌疑をかけられることも、長時間の余罪調べを強いられることも、まして起訴されることもなかったはずだということです。

その意味で、取調べの可視化は、無罪の処罰を根本的に抑止し、無罪推定という刑事裁判の鉄則を貫徹するうえで、極めて有効な制度であるといえます。

## 6 おわりに

最後に、この場を借りて、本件に携った全ての弁護人に心からの敬意を表するとともに、わが国の刑事司法から冤罪がなくなることを願いつつ、拙稿を終えさせていただきます。

# 「『被疑者ノート』の利用に関するアンケート」の結果について

取調べの可視化実現本部事務局次長 森津 純

日弁連取調べの可視化実現本部では、「被疑者ノート」の活用の実態を把握することを目的に、2006年12月26日付で会員向けに『被疑者ノート』の利用に関するアンケートを実施しました。全会員向けの「アンケート1」については計461通の回答があり、「被疑者ノート」の活用経験をお持ちの会員にお答えいただいた「アンケート2」については計175通の回答をいただきました。以下では、その結果の概要をご報告いたします。

### ○「アンケート1」について

- 1 「被疑者ノート」をご存じですか。
 

はい	433 (94%)
いいえ	28 (6%)
- 2 「被疑者ノート」を利用された経験をお持ちですか。
 

はい	201 (43%)
いいえ	262 (57%)
- 3 被疑者の初回接見に赴く際、「被疑者ノート」を持参されますか。
 

必ず持参している	123 (28%)
事件内容等によっては持参している	86 (20%)
ほとんど持参しない	224 (52%)
- 4 「被疑者ノート」の差入れについて
  - (1)被疑者に対し、「被疑者ノート」の差入れを行われていますか。
 

必ず差し入れている	48 (11%)
事件内容等によっては差し入れている	175 (40%)
差し入れていない	220 (50%)
  - (2)((1)で「事件内容等によっては差し入れている」と回答された方)「被疑者ノート」をどのような場合に差し入れられますか。(複数回答可)
 

被疑者が被疑事実を否認している場合	161
取調べ状況に問題があると思われる場合	136
重大事件の場合	71
その他	16
  - (3)((1)で「事件内容等によっては差し入れている」もしくは「差し入れていない」と回答された方)「被疑者ノート」を差し入れない理由(複数回答可)
 

当番弁護士等で一度きりの接見であるから	108
差し入れても被疑者・被告人が記入しないから	47
その他(「必要性を感じないから」等)	209

### ○「アンケート2」について

- 1 「被疑者ノート」を差し入れる理由(複数回答可)
 

公判段階等で取調べ状況の立証に役立つから	157
記入することによって被疑者の心構えが違って来るから	122
弁護士会で義務付けられているから	21
その他	41
- 2 「被疑者ノート」をどのように入手されていますか。
 

弁護士会から配布される冊子	150
日弁連のホームページからのダウンロード	50
自分のオリジナルのものを作っている	2
その他	5

- 3 「被疑者ノート」の差入れによる利点について
  - (1)被疑者の心構えが違ってきたと感じられたことがありますか。
 

ある	123 (70%)
ない	52 (30%)
  - (2)弁護人として、事件の把握等での利点がありましたか。
 

ある	105 (58%)
ない	77 (42%)
- 4 公判以外での活用について
 

起訴・不起訴についての検察官に対する意見書	16
勾留に関する裁判	15
保釈	10
接見禁止に関する裁判	6
その他	7
- 5 公判段階での利用について
  - (1)どのように利用されましたか。
 

被告人の供述の任意性・信用性の立証のため	22
その他	2
  - (2)請求にあたって、どのような根拠に基づき請求されましたか。
 

刑訴法322条	13
証拠物として	6
刑訴法328条	4
その他(刑訴法326条等)	7
  - (3)検察官の対応はどうか。
 

不同意(異議あり)	9
同意(異議なし)	9
  - (4)「被疑者ノート」の証拠採用のために、どのような訴訟活動をされましたか。
 

被告人質問	13
その他	5
  - (5)最終的に「被疑者ノート」はどのような取扱いがなされましたか。
 

供述証拠として採用はされなかったが、証拠物として採用された	6
任意性立証に関する供述証拠として採用された	5
信用性立証に関する供述証拠として採用された	3
裁判所から検察官に同意するように促して同意された	2
弁護側から撤回した	2
その他	3
- 6 「被疑者ノート」の改良等についてのご意見
 

「複雑すぎる」「被疑者には理解できない(難しい)」など

(兵庫県弁護士会会員)